

## 市の魚「マグロ」のPR活動及び消費促進事業概要

### 1. 目的

沖縄県は全国有数の生鮮マグロの産地であり県内水揚げ量の半数近くが本市の泊漁港に水揚げされている。

本市は平成22年8月、市の魚を「マグロ」と制定し、那覇市がマグロの産地であることのPR活動を行い、マグロの消費促進へ向け取り組んでいるところである。

しかしながら、その知名度は高くなく、また市民の魚介類の年間消費額も全国の消費額の63%程度となっており、年々減少傾向で推移している状況である。

本事業は、市内飲食店等の協力を得つつ、市の魚「マグロ」のPR活動を実施することで認知度を向上させ、さらにキャンペーンを実施することで、那覇市産の生鮮マグロの消費促進に繋げることを目的とする。

### 2. 事業名称

市の魚「マグロ」のPR活動及び消費促進事業

### 3. 業務内容

(1) 市の魚「マグロ」の認知向上事業の実施(市内飲食店400店対象)

※市の魚「マグロ」の認知向上のための説明会の実施

※ポスター、パンフレットの作成及び飲食店への配布と店内掲示依頼

※WEBサイトへの市魚「マグロ」広告の掲載等

(2) 市の魚「マグロ」の消費促進キャンペーンの実施(消費者対象)

魅力あるマグロ料理メニューを開発し消費促進を図るために飲食店によるマグロ消費促進キャンペーンを実施する。

※キャンペーンの広報(新聞公告、ポスター、パンフレット、のぼり)

※アンケートの実施(来客、参加飲食店)

### 4. 契約期間

平成26年11月26日(水)から平成27年3月10日(火)

### 5. キャンペーン期間

平成26年12月20日(土)から平成27年2月20日(金)

### 6. 事業費

5,000,000円

### 7. 参加飲食店等

沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部に所属する飲食店(400店)とする。また、キャンペーン期間を設け、その参加店舗は30店舗程度とする。

### 8. 契約方法

随意契約(地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく)